

議案第45号

紫波町公正な職務の執行の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員コンプライアンスの原則並びに町の機関及び町民等の責務を明らかにするとともに、要望等に対する対応その他職員の行動規範等について必要な事項を定めることにより、公正な職務の執行及び良好な職場環境を確保し、もって公益の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（町議会の議員を除く。）をいう。

(2) 職員コンプライアンス 職員が法令を遵守するとともに、社会において要求される倫理観、道徳観、公序良俗の観念その他社会通念上必要とされる規範に基づき公正に職務を執行することをいう。

(3) 要望等 職員に対して行われる職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他のこれに類する行為をいう。

(4) 不当要求行為 公務の適正な執行を損ない、又は損なうおそれのある行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 町が行う全ての行為に関し、不法又は不当な方法により特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為

イ 町が行う全ての行為に対し、不法又は不当な方法によりその達成を妨害し、遅延させ、又は中止させることを目的に行われる行為

ウ 職員の採用その他の人事に関し、不法又は不当な方法により特定の処分その他の行為を要求する行為

エ 職員に対し、不法又は不当な方法によりその職務上知り得た情報の提供を求め、又は当該職員がその職務上なし得る特定の行為を求める行為

オ 職員に対し行われる次の行為

(ア) 身体の一部や器具を使って故意に職員を傷つけ、又は傷つけようとする行為

(イ) 職員が恐怖を感じ、又は反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為

(ウ) 粗野又は乱暴な言動により職員に嫌悪の情を抱かせる行為

(エ) 正当な権利行使を装い、金銭又は権利を不当に要求する行為

(オ) 正当な理由なく、職員に面会を強要し、又は電話への応対を強要する行為

カ アからオまでに規定するもののほか、公務の適正な執行並びに庁舎等の施設の保全及び秩序の保持に支障を生じさせ、又は生じさせるおそれのある行為

(職員コンプライアンスの原則)

第3条 職員は、倫理意識の高揚に努めるとともに、公務員としての使命を自覚し、自らの行動が公務に対する町民の信頼に影響を及ぼすことを深く認識しなければならない。

2 職員は、町民全体の奉仕者であり、町民の一部の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

3 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織の私的な利益のために用いてはならない。

4 職員は、法令等による権限の行使に当たっては、事業者等及び職務に利害関係のある者からの贈与等を受けるなど町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

5 職員は、公務員としての資質の向上に努めるとともに、職員相互で良好な職場環境の形成に努めなければならない。

(町の責務)

第4条 任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者（町議会の議長を除く。）をいう。以下次項において同じ。）は、職員の行為が公務に対する町民の疑惑や不信を招くことのないよう常に注意を喚起するとともに、職員コンプライアンスの確保に資するため必要な措置に努めなければならない。

2 任命権者は、職員コンプライアンスを確保するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(町民及び事業者等の責務)

第5条 何人も、町及び職員に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 職員コンプライアンスの原則を妨げ、又は妨げるおそれのある行為

(2) 不当要求行為

(3) 要望等のうち、その内容の妥当性に照らし、当該要望等を実現するための手段、態様等が社会通念上不相当なものであって、当該手段、態様等により良好な職場環境を害し、又は害するおそれのある行為

(要望等への対応の基本)

第6条 職員は、町政に関する要望等について、その重要性を十分に認識し、誠実かつ適正に対応しなければならない。

2 職員は、要望等について、他者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく特定の者に対して有利又は不利な取扱いをすることのないよう、慎重かつ適切に対応しなければならない。

(公益通報への対応等)

第7条 任命権者及び職員は、公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する公益通報をいう。以下この条において同じ。）の機会を確保するとともに、公益通報をした者の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 公益通報をした者は、公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

3 公益通報に関する制度の実施に関し、公益通報等の受付その他必要な事項は、別に定める。

(不当要求行為への対応)

第8条 職員は、不当要求行為が行われたとき（不当要求行為が行われるおそれが切迫していると認められるときを含む。）は、公正な職務の執行を確保するため、毅然とした態度で対応し、これを拒否しなければならない。

2 職員は、不当要求行為があったときは、その事実を記録し、速やかに所属長に報告しなければならない。

3 職員は、他の職員が不当要求行為を受けていることを認知したときは、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

4 所属長は、前2項の報告を受けたときは、速やかに任命権者を經由し町長に報告しなければならない。

(不当要求行為者への警告、公表等)

第9条 町長は、前条第4項の報告を受けたときは、不当要求行為の行為者に対し、文書による警告を行うものとする。

2 町長は、前項の警告を行う場合において、当該警告のほか不当要求行為の行為者の氏名等の公表、捜査機関への告発その他必要な措置を講じることができる。

3 町長は、前項の不当要求行為の行為者の氏名等の公表、捜査機関への告発その他不当要求行

為に対し必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該措置の必要性等について次条に規定する紫波町不当要求行為対策等委員会に諮問しなければならない。ただし、不当要求行為により職員その他の者に切迫した危険が思料されるときは、この限りでない。

（紫波町不当要求行為対策等委員会の設置）

第10条 不当要求行為に対し必要な措置等を審議するため、紫波町不当要求行為対策等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第11条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１） 第9条第3項の諮問に応じ審議し、及び意見を述べること。
- （２） この条例の運用に関し審議し、及び意見を述べること。
- （３） その他町長が必要と認める事項に関し審議すること。

（組織）

第12条 委員会は、委員3人で組織する。

（委員）

第13条 委員は、法令又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第14条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（審議手続の非公開）

第15条 委員会の行う審議の手続は、公開しない。

（庶務）

第16条 委員会の庶務は、企画総務部において処理する。

（運用状況の公表）

第17条 町長は、毎年9月末日までに、前年度におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（補則）

第18条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

令和6年8月30日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

職員コンプライアンスの原則並びに町の機関及び町民等の責務を明らかにするとともに、要望等に対する対応その他職員の行動規範について必要な事項を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。